

令和5年5月8日

保護者 様

柏市立光ヶ丘中学校
校長 入澤直樹

令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、このたび、国により令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が法の5類感染症に変更されることに伴い、学校における対応については、下記のとおりとなりましたことをお知らせいたします。

欠席等の扱いは変更となりますが、引き続き、お子様の健康状態にはご留意いただき、体調不良の場合は無理をせず自宅で休養することと、手洗いや換気等の基本的な感染症対策についてご協力ください。

3年を越える長きに渡り、学校生活における新型コロナウイルス感染症への対応にご理解ご協力いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

記

1 学校における対応（感染症対策）

新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とします。

2 欠席等の取り扱い

(1) 生徒本人が感染した場合、出席停止となります。

出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

治癒証明書等の提出は求めません。

(2) 家族が陽性であっても、生徒本人に体調不良がなければ、登校できます。

（濃厚接触者の特定はいたしません）

(3) 生徒本人がかぜ症状で欠席した場合、出席停止になる感染症ではない場合は、欠席扱い（病欠）となります。

- (4) 5月8日前に感染が確認された生徒についても、5月8日以降は新しい出席停止期間の基準が適用されます。
- (5) 感染が不安で欠席した場合、「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、合理的な理由があると校長が判断する場合」には、欠席としない取扱いが認められます。